

「情報公開文書」

受付番号： 2022-4-132

課題名：栄養摂取の改善を介する義歯の認知症予防効果のエビデンスを探る

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構・講師・玉原亨

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク機構が実施した地域住民コホートおよび三世代コホート調査への参加者のうち、2013年10月23日から2017年3月31日までに地域支援センターにおいて口腔内検査及びMRI検査を受けられた40歳以上の方（男女）

2. 研究目的・方法 【研究期間】

2019年7月（倫理委員会承認後）～2024年6月

【研究目的】

地域一般住民における咬合状態や義歯使用状況、歯周組織ならびに栄養状態と認知機能に関連する脳の形態変化との相互関連を、東北メディカル・メガバンク機構が実施している前向きコホート研究におけるベースライン調査データを利用して横断的に検証し、「義歯の使用が栄養摂取の改善を介する認知症予防に有効であるか」に関するエビデンスを探る。

【研究方法】

東北メディカル・メガバンク機構（ToMMo）の地域住民コホート調査および三世代コホート調査におけるベースライン調査にて取得されたデータセットの一部（2013年5月20日～2014年3月31日登録分）を用いて、「義歯の使用が栄養摂取の改善を介する認知症予防に有効であるか」を探る横断的観察研究を行う。調査は、歯周病を含む口腔内診察所見、咀嚼困難性、栄養摂取量、栄養状態、脳MRIおよび認知症スクリーニング検査（MMSE）について行う。次いで、歯数と義歯装着の有無により分類された各群について、上述の各調査項目の群内および群間にての統計学的分析を行う。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：口腔内診察所見、身長、体重、血液検査、調査票情報、血液検査情報、MRI画像から算出された数値データ（画像自体は含まれない）、認知機能検査情報、食物摂取頻度情報、年齢・性別等の基本情報

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 関係研究組織

本学単独研究

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先：

氏名：玉原亨（研究責任者）

所属：東北大学 東北メディカル・メガバンク機構

地域医療支援部門 地域口腔健康科学分野

住所：〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL: 022-274-5985

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート担当

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート担当

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-718-5162

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合